

毎週火、金曜日発行(但休日当るとは要目)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇人委規則 農林漁業改良普及手当の支給に関する規
則 職員との給与の支給に関する規則の一部を
改正する規則

人事委員会規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則をここに公
布する。

昭和三十九年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十四号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二

十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第十一
条の六及び第十八条の規定に基づき、農林漁業改良普及手
当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第二条 条例第十一条の六第一項の農業、林業、水産業、
蚕業若しくは開拓管農又は農民生活に関する技術及び
知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員
会が定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法(昭和二十
三年法律第六十五号)第十四条の二の規定に基
づいて設置される改良普及員

二 林業関係 森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)第百八十七条の規定に基づいて設置される林
業改良指導員(以下「林業改良指導員」という。)
であつて次のイからニまでのいずれかに該当するも
の

イ 都道府県が条例で定めるところにより行なう林業改良指導員資格試験に合格した者

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第六十九条の二に規定する大学を除く。)(又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第一に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第二に掲げる教育機関において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは林業改良指導員として林業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近八年のうち六年以上に達するもの

ハ 森林法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第八十五号)附則第二項の規定に基づいて林業改良指導員の事務に従事するのに必要な

学識及び経験を有すると認定された者で昭和三十三年七月十四日から昭和三十三年七月十日までの間に林業改良指導員に任用されているもの

ニ 昭和三十三年七月十一日に現に林業改良指導員に任用されている者であつて森林法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第三百三十九号)による改正前の森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第十条第四号の規定に基づいて任用されているもので、国、地方公共団体若しくは別表第三に掲げる団体において林業に関する技術についての普及若しくは指導奨励に従事した期間又はこれらの期間と国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第一に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第二に掲げる教育機関において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間とを通算した期間が、最近十年のうち八年以上に達するもの

三 水産業関係 水産業を行ない、又はこれに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で(以下「水産業改良普及員」という。)(であつて水産庁長官の定めるところにより都道府県が行なう資格試験に合格したものであるもの

四 蚕業関係 蚕業を行ない、又はこれに従事する者に接して、蚕業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「蚕業改良指導員」という。)(であつて次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 学校教育法による大学(同法第六十九条の二に規定する大学を除く。)(又は旧大学令による大学において蚕業又は農業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第四に掲げる教育機関におい

て蚕業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは蚕業改良指導員として蚕業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近八年のうち六年以上に達するもの

ロ 昭和三十三年七月十一日に現に蚕業改良指導員であつて、学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校若しくは別表第五に掲げる教育機関において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は別表第六に掲げる検定に合格した者で、国、地方公共団体若しくは別表第七に掲げる団体において蚕業に関する技術についての普及若しくは指導奨励に従事した期間又はその期間と国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第四に掲げる教育機関におい

蚕業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間とを通算した期間が、最近七年のうち五年以上に達するもの

ハ 昭和三十九年七月十一日に現に蚕業改良指導員であつてロの職務に従事した期間が、最近十年のうち八年以上に達するもの

五 開拓関係 開拓営農を行ない又はこれに従事する者に接して、開拓営農に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「開拓営農指導員」という。)であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 都道府県が条例の定めるところにより行なう農業改良助長法に基づく改良普及員資格試験に合格した者

ロ 学校教育法による大学(同法第六十九条の二に規定する大学を除く。)又は旧大学令による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関

若しくは別表第八に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第九に掲げる教育機関において農業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは第一号に規定する者若しくは開拓営農指導員として普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近八年のうち六年以上に達するもの

第三条 条例第十一条の六第一項の試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農民生活に関する専門の事項について調査研究を行ない、及び農業、林業、水産業又は農民生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法第十四条の二の規定に基づいて設置される専門技術員

二 林業関係 森林法第百八十七条の規定に基づいて

設置される林業専門技術員(以下「林業専門技術員」という。)であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 農林大臣が行なう林業専門技術員資格試験に合格した者

ロ 学校教育法による大学(同法第六十九条の二に規定する大学を除く。)又は旧大学令による大学において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第一に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは山口県林業講習所において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは林業改良指導員として林業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するもの

三 水産業関係 試験研究機関と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門の事項について、調査研究を行

なうとともに水産業改良普及員を指導することを職務とする職員(以下「水産業専門技術員」という。)であつて次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 学校教育法による大学(同法第六十九条の二に規定する大学を除く。)、旧大学令による大学、農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)による水産大学校又は旧水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)による水産講習所において水産業、生物、機械、電気、機関又は電気通信に関する正規の課程を修めて卒業した者(水産講習所を卒業した者にあつては昭和二十六年以前に卒業した者を除く。)で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第十に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別表第十一に掲げる教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員と

して水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するもの

ロ 旧専門学校令による専門学校又は旧水産庁設置法若しくは旧水産講習所官制(昭和四年勅令第二十二号)に基づく水産講習所において水産業、生物、機械、電気、機関又は電気通信に関する正規の課程を修めて卒業した者(水産講習所を卒業した者にあつては昭和二十七年以降に卒業した者を除く。)で、イの職務に従事した期間が、最近十八年のうち十五年以上に達するもの

ハ 昭和三十九年七月十一日に現に水産業専門技術員であつて、船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)に定める乙種二等機関士、電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)に定める第三級無線通信士、第二級無線技術士若しくは電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)に定める第三種電気事業主任技術者

又はこれらより上級の資格を有する者で、これらの資格を必要とする業務に従事した期間若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十六年のうち十三年以上に達するもの

(支給の基準)

第四条 条例第十一条の六の人事委員会が定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 月の初日から末日までの間において次に掲げる日に該当しない日(以下この号において「勤務を要する日」という。)のうち、出張(巡回指導のためのものを除く。)をしている日、研修を受けている日及び公務上の負傷又は疾病によるものとして承認された休暇以外の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の二分の一をこえる場合

イ 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)第三条に規定する勤務

を要しない日

ロ 条例第十四条に規定する休日

二 他の職を兼ねている場合で次のイからトまでのいずれにも該当しないとき

イ 前条各号に掲げる者が、農業、林業又は水産業に関する試験研究機関の研究職員の職(検査、鑑定又は基礎的研究を担当する職を除く。)を兼ねる場合

ロ 前条第一号又は第二号に掲げる者が、これらの者をもつて構成する組織の長を兼ねる場合

ハ 第二条各号に掲げる者が、これらの者をもつて構成する組織の長を兼ねる場合

ニ 第二条第一号又は第四号に掲げる者が、それぞれその本務の遂行に必要な限度において農業、畜業又は農民生活に関する普及指導を主たる目的とする機関以外の地方機関で、農業、畜業又は農民生活に関する普及指導業務を行なうものの当該業務に従事する職員の職を兼ねる場合

ホ 前条第一号に掲げる者が、農業講習所又は経営伝習農場の講師の職を兼ねる場合

ヘ 前条各号に掲げる者が、農業、林業又は水産業を行ない、又はこれらに従事する者を対象とし、農業、林業又は水産業に関する講習会の講師となる場合

ト 第二条各号又は前条各号に掲げる者が、それぞれその本務の遂行に密接な関連を有する審議会等の委員その他の非常勤の職を兼ねる場合

第五条 条例第十一条の六第二項に規定する農林漁業改良普及手当の額の計算の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一 条例第十二条の規定により減額されている場合
減額しない給料月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号(第三条の規定により減給されている場合) 減給されない給料月額

（支給方法）
第六条 この規則に定めるもののほか、農林漁業改良普及手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

別表第一

- 一 社団法人日本林業技術協会
- 二 森産業株式会社食用菌研究所
- 三 王子製紙工業株式会社林木育種研究所

別表第二

- 一 山口県林業講習所
- 二 栃木県林業指導所
- 三 神奈川県愛林青少年訓練所
- 四 京都府林業指導所

別表第三

- 一 森林法による森林組合及び森林組合連合会
- 二 旧森林法（明治四十年法律第四十三号）による森林組合及び森林組合連合会

別表第四

- 一 都道府県立蚕業講習所
- 二 都道府県立蚕業技術員養成所
- 三 都道府県立農業講習所

別表第五

- 一 都道府県立蚕業講習所
- 二 都道府県立蚕業技術員養成所
- 三 都道府県立農業講習所
- 四 学校教育法による大学の別科
- 五 旧専門学校令による専門学校の養蚕実科又は蚕業

別科

別表第六

- 一 専門学校卒業検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による蚕業又は農業に関する学科目の検定

二 旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）による蚕業又は農業に関する学科目の検定

別表第七

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 二 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）による市町村農業委員会及び都道府県農業委員会
- 三 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）による農業共済組合及び農業共済組合連合会

別表第八

- 一 財団法人日本農業研究所
- 二 財団法人肥料研究所
- 三 財団法人大原農業研究所
- 四 財団法人木原生物学研究所
- 五 株式会社科学研究所

別表第九

- 一 都道府県立農業講習所

- 二 財団法人農民教育協会鯉淵学園
- 三 埼玉県立興農研修所
- 四 都道府県立経営伝習農場（開拓普及農場を含む。）
- 五 財団法人農村更生協会八ヶ岳経営伝習農場
- 六 財団法人日本高等国民学校
- 七 県立酪農講習所
- 八 財団法人日本酪農講習所
- 九 宮城県立農事講習所

別表第十

- 一 旧財団法人水産研究会
- 二 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会

別表第十一

- 一 財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校
- 二 旧北海道立水産技術講習所
- 三 北海道立漁業協同組合学校
- 四 長崎県立協同組合学校水産科

